## 高収益型畜産体制構築事業実施要綱

制定

2 5 生 畜 第 2 1 7 0 号 平 成 2 6 年 3 月 2 4 日 農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成27年4月9日 26生畜第2042号

#### 第1 趣旨

我が国畜産・酪農は、農家戸数や飼養頭数の減少など生産基盤の弱体化が懸念されており持続的な畜産・酪農を推進していくためには、生産コストの低減・飼養規模の拡大とともに、畜産物の付加価値の向上や新たな需要創出等を進める必要がある。このような高収益型の畜産・酪農を実現するためには、今後、畜産農家をはじめとして、地域に存在する各種支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみの体制(以下「畜産クラスター」という。)を構築し、地域ぐるみで収益力向上を図ることが重要である。

こうした状況を踏まえ、本事業は、地域ぐるみで収益力を向上させる新たな取組の実 証や、このような取組の全国的な普及活動等を支援するものとする。

#### 第2 事業内容

本事業の事業内容は次に掲げるものとし、具体的な内容は農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定めるところによる。

- 1 畜産クラスター実証支援事業(以下「実証支援事業」という。) 地域の畜産関係者等の連携・協力による収益力の向上の新たな取組の成果の実証及 び実証された成果に基づく畜産クラスター計画の作成に必要な次に掲げる取組に対し て補助する。
- (1)検討会の開催
- (2) 先進地域等の調査
- (3) 畜産クラスターによる収益力向上に向けた取組の実証
- 2 畜産クラスター全国推進事業(以下「全国推進事業」という。) 畜産クラスターの全国的な推進を図るために必要な次に掲げる取組に対して補助する。
- (1) 推進会議の開催
- (2) 国内・海外事例調査
- (3) 畜産クラスター普及活動員の養成
- (4) 全国各ブロックにおける畜産クラスター普及活動
- (5) 専門家による畜産クラスターに係る全国出張指導・普及推進
- (6) 畜産クラスターに係る情報交換
- (7) 中心的な経営体の育成の推進
- (8) 畜産クラスターに係る全国実態調査

#### 第3 事業実施主体

生産局長が別に定めるところにより応募者の中から選定された次に掲げる団体とする。

## 1 実証支援事業

事業を実施する地域の畜産業を営む者、地方公共団体(都道府県、市町村)、農業協同組合、畜産経営支援組織(ヘルパー組合、コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等)、畜産関連事業者(乳業メーカー、食肉センター、畜産物流通業者、飼料メーカー、機械メーカー等)その他地域の関係者が参画した協議会(以下、「畜産クラスター協議会」という。)又は、畜産クラスター協議会を設立することが見込まれる畜産関係者等とする。

#### 2 全国推進事業

民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人又は協議会(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものをいう。)。

#### 第4 畜産クラスター協議会

畜産クラスター協議会は、以下の体制を有しているものとする。

- 1 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある又は定めることが見込まれ、事業実施及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有していること。
- 2 畜産クラスター協議会には、畜産業を営む者の他、畜産経営支援組織、畜産関連事業者その他地域の関係者の中から、2者以上の異なる役割を担う構成員が参画していること。

#### 第5 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会は、地域における畜産の収益性の向上を図るため、協議会の名称、目的、地域の畜産の収益性向上のために行う協議会の取組の内容、取組により期待される効果とその実現のために各構成員が果たす役割等を内容とする畜産クラスター計画を定めるよう努めるものとする。

#### 第6 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成26年度から28年度までの3年間とする。

#### 第7 成果目標

実証支援事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画 に事業開始年度を含む4年後を目標年度とした成果目標を設定するものとする。

# 第8 事業実施手続

1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、実証

支援事業については地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に、全国推進事業については生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 事業実施計画の提出を受けた生産局長及び地方農政局長は、事業実施計画の内容について生産局長が別に定める基準に基づき審査を実施し、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。
- 3 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行 うものとする。
- 4 事業の実施については、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」と いう。)後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を 図る上で、やむを得ない事情による場合は、生産局長が別に定めるところにより、交 付決定前に着手することができるものとする。

## 第9 助成

国は、本事業に関連して必要となる経費について、生産局長が別に定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に助成するものとする。

## 第10 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施年度における事業実施状況を事業実施年度の翌年度の6月末日までに、実証支援事業については地方農政局長に、全国推進事業については生産局長に報告するものとする。

# 第11 事業成果状況の評価

- 1 実証支援事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより自ら事業成果状況の評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。
- 2 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより自ら事業成果 状況の評価を行い、事業実施年度の翌年度の7月末日までに生産局長に報告するもの とする。
- 3 1及び2により報告を受けた生産局長及び地方農政局長は、事業実施成果の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。
- 4 1により報告を受けた地方農政局長は、3により行った評価結果を生産局長に報告するものとする。

#### 第12 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

# 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 附則

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この改正以前に実施している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

# 附則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この改正以前に実施している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。